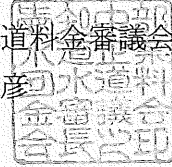




令和6年9月27日

愛知中部水道企業団
企業長 近藤 裕貴 様

愛知中部水道企業団水道料金審議会
会長 塚本 克彦



適正な水道料金水準について (答申)

令和6年1月29日に諮問のあった適正な水道料金水準について、6回の審議会を開催し、慎重に審議を進め結論を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としており、生活に欠かすことのできない重要なライフラインとして、安全で良質な水道水を適正料金で安定的に供給していくことが求められる。

愛知中部水道企業団では、近年、給水人口の増加の鈍化や一人当たり使用水量の減少などにより水需要の増加は見込めない状況にある。さらに水道水の安定供給に欠くことができない水道施設の老朽化対策や耐震化にかかる建設改良事業費の増大が見込まれ、経費の削減だけでは事業運営が難しい経営状況にある。

このような状況の下、令和6年1月29日近藤企業長から本審議会に対し、健全な水道事業経営を支える、適正な水道料金のあり方について諮問を受けたところである。

そこで本審議会において、愛知中部水道企業団の現状を踏まえ、令和7年度以降の事業計画及び財政計画に基づき、今後の水道料金のあり方について協議を重ね、次のとおり結論を得たのでここに答申するものである。

1 水道料金のあり方

愛知中部水道企業団では、令和3年を初年度とする「第3次アクア・シンフォニー計画」に基づき、老朽化した水道施設の更新や耐震化が進められてきた。

しかしながら、事業にかかる経費の増加や物価上昇、さらには給水人口の減少期を迎えることにより水需要が減少する状況下において、施設更新を継続し、安定的に事業を運営するための第3次アクア・シンフォニー計画の当初計画と大きな乖離が発生する見通しであり、大変厳しい経営状態が続くことを確認した。さらに令和6年10月からの愛知県営水道料金の値上げもあり、将来にわたって安定的に水道水を供給し続けると同時に健全経営を維持していくためには、料金改定が必要であるとの結論に至った。

2 算定期間

「第3次アクア・シンフォニー計画」では令和3年度から令和12年度までを計画期間としており、直近の令和7年度を算定期間の初年度とした残り6年間である令和7年度から令和12年度までとすることが適当である。

3 料金水準

給水人口の減少期を迎えることや水需要の低迷に伴う料金収入の減少により、現行料金収入では、令和7年度から令和12年度までの6年間で、健全な水道事業経営を持続するための適正な運転資金18億円の確保を含めて約116億円の不足が生じる見通しである。これを補うために、投資規模と企業債借入額を見直し、公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づき算定した結果、愛知県営水道料金の値上げ分と合わせて平均改定率20.4%の値上げを基本とすることが適当であると判断する。

4 料金体系

(1) 基本料金

水道事業を運営するためには、基幹施設や管路などの多くの水道施設が必要となるため、経費の85%は給水量の多寡にかかわらず、施設の維持管理に必要な固定費が占めている。

この固定費は本来、基本料金で賄うことが理想だが、この場合、基本料金が極端に高額になるため、現行の料金体系では基本料金が占める割合は約35%にとどまっている。今後、使用水量の減少が見込まれる中で、経営の安定化を図るために、基本料金の割合を40%程度に引き上げるのが妥当である。

(2) 使用料金

現行の使用料金は、水を使えば使うほど単価が高くなる「逦増性」を採用しており、その目的は、生活用水をできるだけ安く供給することにある。しかし、昨今の節水型社会の定着により水需要の減少が続く状況下では、単価の高い区分の使用水量が減少することで、使用水量の減少以上に料金収入の減少を招くとともに、使用水量が多い事業者などへの負担が大きくなっている。

以上のことを踏まえると、使用料金は、生活に欠かせない水量に対する配慮を継続するため、第1区分及び第2区分を平成13年当時の単価とし、事業者など大口使用者の負担を軽減し広く使用者に負担を求めるという公平性の観点から、増増度を現行の6.4倍から4.6倍に緩和することが妥当である。

(3) 水道水源環境保全基金

平成13年の料金改定以来、水道使用量1立方メートル当たり1円の水道水源環境保全基金を徴収しているが、今後の当該基金を活用した事業と基金残高の見通しや森林保全にかかる多重課税の状況を踏まえ、水道使用者の負担軽減を図るため、今回の料金改定をもって徴収を廃止することが妥当である。

5 料金改定日

料金改定に当たっては、十分な周知期間を設けることが必要であるため、改定日は令和7年6月1日が適当であると考えます。

6 附帯意見

(1) 経営努力と業務改善

水道事業の健全な経営を持続するためには、料金改定によるものだけでなく、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、さらなる経費を削減するための努力や、業務の改善に引き続き努めることを要望する。

(2) 広報活動の充実

料金改定に当たっては、水道使用者の理解が不可欠であるため、分かりやすい資料を作成し、様々な広報手段を効果的に活用しながら、料金改定の必要性や変更点等を十分に周知されることを要望する。

(3) 災害に強い水道づくり

水道は生活に欠かすことのできない重要なライフラインであるため、地震等の自然災害に対して強靱さが求められる。

料金改定によって、今後さらに施設の耐震化や老朽化した施設の更新等を進め、将来

へつなぐ安全で信頼できる水道とすることを要望する。

なお、財源の一部である企業債の発行については、世代間負担の公平性の調整機能があり、重要な資金調達手段であるが、将来世代への過度の負担増加や財政の硬直化につながらないよう配慮する必要がある。

水道料金表（案）

（消費税抜き、1か月あたり）

区分	基本料金		区分	使用料金(1立方メートルにつき)		
	口径	金額		水量段階	金額	
基本料金	13 mm	1,100 円	使用料金	第 1	1 m ³ ～ 10 m ³	60 円
	20 mm	2,000 円		第 2	11 m ³ ～ 20 m ³	145 円
	25 mm	4,800 円		第 3	21 m ³ ～ 30 m ³	175 円
	30 mm	7,400 円		第 4	31 m ³ ～ 50 m ³	200 円
	40 mm	14,000 円		第 5	51 m ³ ～ 80 m ³	230 円
	50 mm	21,800 円		第 6	81 m ³ ～150 m ³	250 円
	75 mm	49,200 円		第 7	151 m ³ ～	275 円
	100 mm	96,400 円		臨時用		500 円
	150 mm	188,800 円				
	200 mm	248,200 円				

令和6年愛知中部水道企業団水道料金審議会委員名簿

役職	氏名	備考
会長	塚本 克彦	みよし市議会議員
副会長	伊藤 裕	豊明市商工会長
委員	鵜飼 貞雄	豊明市議会議員
委員	大橋ゆうすけ	日進市議会議員
委員	岡崎 つよし	長久手市議会議員
委員	石橋 直季	東郷町議会議員 (令和6年1月29日～6月4日)
委員	高木 佳子	東郷町議会議員 (令和6年7月29日～)
委員	原田みすぎ	みよし市給食協会事務局長
委員	吉田 清光	長久手市民生委員児童委員協議会 北中校区会長
委員	西脇 幹人	元愛知県職員
委員	加藤 清和	税理士